

平成23年5月12日

各 位

会社名 株式会社D T S
代表者名 代表取締役社長 西田 公一
(コード番号 9682 東証第1部)
一問合せ先一
常務取締役 栗原 広史
(電話番号 03 - 3437 - 7522)

当社の「企業価値および株主共同の利益向上のための取組み」の継続に関するお知らせ
(中期総合計画への取組みと買収防衛策)

当社は、創業以来のマルチベンダー、マルチユーザーの独立系総合情報サービス企業としての立場を継続しながら、中期総合計画「バリュー・ソリューション・プロバイダー」を着実に実現することが当社の中長期的な企業価値および当社株主共同の利益向上に資する最も適した経営方針であると考えております。

同時に、このような中長期的経営への取組みを不当に阻害し、企業価値を毀損するような買収行為に対しては、適切な対応策を講じることもまた、当社の企業価値および株主共同の利益向上のための経営の責務であると考えております。

こうした認識に基づき、当社は、平成18年5月9日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益向上のための取組みのひとつとして当社の「企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針」(以下、「旧対応方針」といいます)の導入を決定し、同年6月開催の定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただき、また、平成19年以降に開催された各年の定時株主総会においても、旧対応方針の継続について株主の皆様からご承認をいただいております。

旧対応方針の有効期限は、本年6月開催の定時株主総会終結時までといたしておりますが、中期総合計画の着実な実現による当社の企業価値および株主共同の利益向上に資するためには、旧対応方針の継続が今後とも必要であると認識しております。

もともと、旧対応方針の導入が決定されてから約5年が経過し、その間に、買収防衛策に関する最高裁の判断が出されたことや、企業価値研究会から「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(平成20年6月30日)が公表されたことなどもあり、これらを踏まえたうえで、より株主や投資家の皆様の理解と納得を得ることができるよう旧対応方針を一部修正し、平成21年6月開催の定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただいております。

つきましては、本日開催の取締役会において、平成22年6月開催の定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただきました旧対応方針を継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします(以下、継続する旧対応方針を「本対応方針」といいます)。なお、本対応方針は、本年6月24日に開催の当社第39回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます)において、株主の皆様から継続につきご承認いただくことを条件として、本定時株主総会の終結時に効力が発生するものとします。

また、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において本対応方針の継続について株主の皆様からご承認いただいた場合には、本定時株主総会の終結時から次の定時株主総会終結時までといたします。

なお、現時点において当社は、買収行為の具体的な提案を受けておりません。

I. 企業価値向上のための中期総合計画への取組みについて

中期総合計画では、最適な事業ポートフォリオの構築に向け、企画型の営業強化やマーケットイン型のソリューション提供などの施策に取り組みます。当社グループが付加価値の高いサービスを効率的に提供できる「バリュー・ソリューション・プロバイダー」となることにより、お客様と相互にメリットを享受できる関係を構築し、自律して成長する会社を目指してまいります（当社の中期総合計画の詳細内容については、当社ホームページ [トップ > 株主・投資家向け情報 > 中期総合計画](http://www.dts.co.jp/ir/news/pdf/midtermplan.pdf) (<http://www.dts.co.jp/ir/news/pdf/midtermplan.pdf>) をご参照ください。

II. 高付加価値サービス提供への取組み姿勢

当社は昭和47年（1972年）の創業以来、一貫して中立性の高いマルチベンダーの立場であらゆるお客様のニーズに対して常にお客様本位の最適なソリューションを実現してまいりました。

その取組みが多くのお客様の信頼を獲得し、現在では、実績あるレガシー系システムから最先端のオープン・Web系システムの開発・構築・運用、さらにはネットワークマネジメントにまで至る総合情報サービスを金融分野、通信分野など社会インフラとしての公共性の強い分野からインターネットサービスの分野に至る幅広い分野で提供しております。

また、当社単独のソリューション提供のみならず、システムの複雑化、専門化の進む分野においては、よりすぐれたソリューションを提供するため、高度な業務知識を有する企業と当社のシステム構築力を融合させたトータルソリューションを提供する専門子会社の設立やトータルソリューションの強化・業容拡大を図るため、既存会社のSI事業部門を譲受けるなど、高付加価値サービスを幅広く市場に提供するためのさまざまな取組みを行っております。

このような取組みを進めている中で、もし、当社経営が特定の資本の支配を受ける、または、特定の資本の強い影響を受けるようなことが生じた場合には、短期的な利益のみを重視する経営を余儀なくされる、お客様のニーズを無視して特定資本の利益のみを優先するようなサービス提供を余儀なくされるなど、当社の高付加価値サービス提供への取組みを阻害し、お客様や市場の信頼低下を招き、結果として当社の将来的企業価値の毀損を招くような事態が生じる虞が否定できません。

当社取締役会としては、中期総合計画「バリュー・ソリューション・プロバイダー」により、当社の持続的成長と企業価値向上を実現するとともに、今後も中立の立場で高付加価値サービスを提供していく経営姿勢を堅持していくことが当社の事業発展にとって不可欠であり、このことがお客様はもちろんのこと、株主・投資家の皆様に対する経営の責任と認識しております。

当社は、株主・投資家の皆様から高い評価をいただけるよう、コーポレートガバナンス・CSRの向上など、経営インフラの強化に継続的に取り組んでまいります。

III. 本対応方針について

1. 基本的な考え方

当社は持続的成長と企業価値向上を図り、もって当社株主共同の利益向上を実現するため、創業以来のマルチベンダー、マルチユーザーの立場を継続しながら、中期総合計画「バリュー・ソリューション・プロバイダー」を着実に進めてまいります。

他方、国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後も、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得（いわゆる非友好的企業買収）が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、企業買収には行為者が自己の利益のみを目的とするもの、会社の企業価値を毀損することが明白であるもの等、不適切なものがあることも否定できません。

特に当社の事業内容である情報サービス業は可視化できない知的成果物（ソフトウェアやサービス）の提供を行うものであるため、株主の皆様が企業価値の向上に向けた当社の取組みを十分にご理解され

たうえで、当社の企業価値を正確に把握し、買収提案の妥当性を適切にご判断されることは必ずしも容易ではありません。また、知的成果物を商品とする情報サービス業にあつては、「人材」が会社の最も重要な財産であり、人材育成確保ならびに経営陣と従業員の信頼関係が必要不可欠であるところ、当社の買収を試みる者がこの点において適格性を有している保証もありません。その他、取締役会が築きあげてきたお客様他との信頼関係などの有形、無形の経営資源を損ないかねない買収がなされる可能性があります。このような買収がなされた場合、結果として当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれる可能性も否定できません。

また、こうした不適切な企業買収に何らの対応策も講じないまま企業経営を行う場合、目先の株価維持・上昇を目的とした経営判断も求められかねず、中長期的な企業価値向上に取り組むことが困難な経営環境を招く可能性もあります。

現在、当社が具体的にこのような脅威に直面している事実はありませんが、当社として、このような諸事情を鑑み、不適切な企業買収に対して相当な範囲で適切な対応策を講じることが中長期的な企業価値向上に集中的に取り組む、当社株主共同の利益を向上するうえで必要不可欠であると判断し、この度、本対応方針の継続を決定いたしました。

本対応方針の継続は、後述する第三者委員会の委員の方々および全社外取締役の賛同を得て、本日の当社取締役会において取締役全員一致で決定されたものですが、当該取締役会には社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的な運用が適正に行われることを条件として本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社は本対応方針の継続について株主の皆様からの信頼を得るため、本定時株主総会に本対応方針の継続の承認をお諮りする議案を上程し、同議案について出席された株主の皆様からの議決権の過半数の賛成（以下、「過半数の賛成」といいます）をいただいた場合には、本対応方針は本定時株主総会の終結時に効力が生じるものとし、過半数の賛成をいただけなかった場合には、本対応方針は継続されないものといたします。

2. 目的

本対応方針は、当社の企業価値および株主共同の利益向上の観点から、当社に対する買収行為に対して、買収提案を行う者または買収行為を行うもしくは行おうとする者（以下、「行為者」といいます）の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発し、買収行為が当社企業価値および株主共同の利益向上に資するものかどうかを株主の皆様から適正に判断していただくために必要かつ十分な情報と時間、当社取締役会と行為者との交渉または買収行為に対する当社取締役会の意見、代替案を提示する機会の確保を確実化することにより、株主の皆様からの判断の機会を保障するとともに、株主の皆様が誤信されることを防止するために必要な措置を講じることを目的とするものです。あわせて、同様の方法により、当社企業価値および株主共同の利益を毀損するような買収行為（以下、「濫用的買収」といいます）を防止するために必要な措置を講じることも目的としております。

3. スキーム

本対応方針は、事前警告型プランで、経済産業省および法務省が定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日）および企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年6月30日）の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっております。

(1) 概要

当社取締役会は、行為者が(i)当社が発行者である株券等¹について、行為者および行為者グループ²の株券等保有割合³の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶および行為者の特別関係

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、「買収行為」といいます）を行うまたは行おうとする場合に事前に遵守を求めるルール（以下、「事前遵守ルール」といいます）と、株主の皆様の判断の機会を保証し、株主の皆様が誤信されることおよび濫用的買収を防止するために必要な措置の発動対象となるか否かの基準（以下、「評価基準」といいます）を予め公表いたします。そして、第三者委員会が本対応方針の手続を主体的に運用し、買収行為に関する評価と、必要な措置の発動を当社取締役会に勧告するか否か、または株主の皆様に必要な措置の発動の是非をご判断いただくために、必要な措置の発動について株主総会において審議すべき旨を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。

第三者委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、必要な措置の発動を勧告することまたは必要な措置の発動の是非を株主総会において審議すべき旨の勧告をすることができるものといたします（ただし、株主共同の利益に反する侵害をもたらす虞と必要な措置の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限り）。当社取締役会は、第三者委員会から必要な措置の発動について勧告があった場合または当社株主総会において必要な措置の発動が承認された場合に限り、所定の手続に基づき必要な措置の発動を決定することができるものといたします。

当社取締役会が定める事前遵守ルールと評価基準の概要は次のとおりです。

【事前遵守ルール】

- ① 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、買収行為を行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。
- ② 買収行為に対する第三者委員会の意見形成のため、行為者は、第三者委員会が当社取締役会を通じて求める以下の情報を提供すること。
 - ・ 行為者および行為者グループの概要
 - ・ 買収提案の目的、買付価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称および概要
 - ・ 行為者が意図する経営方針および事業計画
 - ・ 行為者の経営方針および事業計画が当社株主の皆様にもたらす影響とその内容
 - ・ その他、第三者委員会が評価にあたり必要とする情報
- ③ 第三者委員会が買収行為を評価する評価期間が満了するまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。

第三者委員会の評価期間（第三者委員会が必要な情報すべてを受領した日から起算）

 - (a) 行為者が当社が発行する株券等のすべての買付けを行う場合で、かつ買収の対価が現金（円貨）の場合 最大で60日以内
 - (b) (a)以外の場合 原則として90日以内（ただし、買収提案の内容によっては、必要に応じ最大30日間を限度として延長することがあります。かかる場合には、その旨および延長を必要とする理由その他第三者委員会が適切と認める事項について開示いたします）

【評価基準】

- ① 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき
- ② 以下の濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき
 - (a) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
 - (b) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該行為者またはそのグループ会社等に移譲させるなど、当社の犠牲の下に行行為者の利益を実現する経営を行うような場合
 - (c) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該行為者またはそのグループ会社

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株式の取得を行っている場合

(d) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合

(e) 強圧的二段階買収（※）により株主に株式の売却を事実上強要する虞がある行為

（※）強圧的二段階買収：最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと

（詳細は【別紙1】当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針ガイドラインをご参照ください）

(2) 発動

当社取締役会が必要な措置を発動する場合は、当社経営陣からは独立した社外取締役、社外監査役、外部有識者などから選任された委員で構成される第三者委員会が中立かつ公正に発動の適正性を審議します。第三者委員会は、当社取締役会に対して、必要な措置の発動の是非または必要な措置の発動の是非について当社株主総会において審議すべき旨の勧告を行います。当社取締役会は第三者委員会の勧告をふまえて、または当社株主総会において必要な措置の発動が承認された場合には当該結果をふまえて発動についての最終的な決定を行います。

なお、当社取締役会は、第三者委員会から必要な措置の発動の是非について当社株主総会において審議すべき旨の勧告を受けた場合のほか、取締役会自ら必要な措置の発動の是非について当社株主総会において審議すべきであると判断した場合には、必要な措置の発動の是非について株主総会において審議し、その結果を受けて最終的な決定を行うことができるものとします。

第三者委員会は、必要な措置の発動について勧告した場合、当該勧告の概要その他第三者委員会が適切と認める事項について、勧告後速やかに、情報開示を行うものとし、当社取締役会は、当社株主総会において必要な措置の発動の是非を審議することとした場合には、その旨を開示するとともに、必要な手続を実施し、また、必要な措置の発動を決定した場合には、速やかにその旨を開示することといたします。

なお、当社取締役会は、必要な措置の発動決定後であっても、その発動が不要になったと判断される場合は発動を撤回することがあります。かかる場合、取締役会は、必要な措置の発動を撤回した旨その他取締役会が適切と認める事項について、撤回の決定後速やかに、情報開示を行います。

(3) 廃止

本対応方針は、導入後、毎年の定時株主総会終結時までを有効期間とし、定時株主総会において株主の皆様へ本対応方針の継続、見直し、廃止についてお諮りすることとしております。また、有効期間内であっても、臨時株主総会等において本対応方針の見直し、もしくは廃止に過半数の賛成をいただいた場合、または当社取締役会において出席取締役の過半数が本対応方針の見直し、もしくは廃止に賛成した場合には、本対応方針を随時、見直し、または廃止できることといたします。かかる場合、取締役会は、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(4) 本対応方針の合理性を高めるための工夫

当社取締役会は、行為者が事前遵守ルールを遵守することにより行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、あわせて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと第三者委員会が判断する限り、必要な措置を発動することはありません。そのために、当社取締役会は、行為者に対して、買収行為が当社企業価値および株主共同の利益の向上に資するか否かについて第三者委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、説明や交渉機会の確保を求めます。

当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するようなものであれば、行為者が事前遵守ルールを遵守し、第三者委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取

締役会が企業価値の更なる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正に判断していただく材料を提供することが可能になるものと判断いたします。

他方、買収行為が当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、第三者委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社企業価値および株主共同の利益の向上を図るために必要がある場合には、必要な措置を発動することができるものとしておく必要があるものと判断いたします。

このように事前遵守ルールの遵守を要請することで行為者の真意が明らかとなり、同時に行業者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様により適正に判断していただく材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に当社企業価値および株主共同の利益の向上が実現できるものと判断いたします。

また、本対応方針においては、必要な措置の発動の対象となる濫用的買収の要件について明確かつ限定的な要件を設定しているため、当社企業価値および株主共同の利益向上に資する買収行為をも制限するものではありません。

なお、本対応方針の手続の運営および必要な措置の発動に関する審議において第三者委員会の委員は必要に応じて弁護士、公認会計士、金融機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、第三者委員会の招集権は当社代表取締役のほかに各委員も有することで同委員会の招集を確実なものとするなど、本対応方針の手続の適正性を確保するように配慮しております。

さらに、当社取締役会による必要な措置の発動決定の前にすでに行業者が議決権の過半数を、公開買付公告またはその他適切な方法により買付けを公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様の意思が明白な場合は必要な措置を発動しないなど、本対応方針の合理性を高めるための工夫を講じております。また、本対応方針は、第三者委員会の勧告または当社取締役会の判断に基づいて、必要な措置の発動の是非について株主総会において審議することとされた場合には、必要な措置の発動にあたり株主の皆様の意思が反映されることとなっています。さらに、本対応方針の有効期間を毎年の定時株主総会終結時までとし、当該定時株主総会において株主の皆様の承認を得ることを本対応方針の継続の条件としていますので、株主の皆様は毎年本対応方針の適正性につき判断していただくことができるほか、株主の皆様の総体的意思または取締役会の意思により、いつでも本対応方針の見直し、廃止ができるような工夫がなされています。

なお、当社は取締役の解任要件を加重しておらず、また期差選任制を採用していません。

4. 行為者出現時の手続

行為者が出現したとき、当社は速やかにその旨を開示するとともに、行為者に対して、まず事前遵守ルールの遵守を求めます。そのうえで、当社取締役会は第三者委員会の審議・勧告または当社株主総会の審議の結果をふまえて、必要な措置の発動を決定することができます。

すなわち、行為者が出現した場合、第三者委員会は、行為者による買収行為について事前遵守ルールを守っているかを含む評価基準のすべてを満たすか否かを評価します。そのうえで、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、第三者委員会は、必要な措置の発動を勧告することまたは必要な措置の発動について当社株主総会において審議すべき旨を勧告することができるものとします（ただし、株主共同の利益に反する侵害をもたらす虞と必要な措置の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限り、当社取締役会は、かかる第三者委員会の審議・勧告がなされた場合または第三者委員会の審議・勧告もしくは当社取締役会の判断を受けて当社株主総会において必要な措置の発動が承認された場合に限り、所定の手続に基づき必要な措置の発動を決定することができます。

当社取締役会が必要な措置の発動を決定した場合には、速やかに、法令または金融商品取引所規則に従って、その旨を開示することといたします。

当社取締役会において必要な措置の発動が決定された場合、当社取締役会は、当社取締役会が定める基準日現在の株主の皆様に対して、当社普通株式1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる旨の新株予約権無償割当ての決議を行います。各新株予約権の目的である株式の数は、原則として1株としますが、新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において決定いたします。また、必要な

措置の発動後の行為者の対応によっては、当社取締役会は、再度、必要な措置の発動を決定することを含めて当社の企業価値および株主共同の利益向上の観点から、適正かつ必要な措置を講じます。

なお、当社取締役会は必要な措置の発動の決定後であっても行為者との十分な議論が尽くされる等、必要な措置の発動が不必要と判断するに至った場合は、新株予約権無償割当てにより割り当てられた新株予約権の行使期間の開始日の前日までであればいつでも必要な措置の発動を撤回いたします。かかる撤回を決定した場合には、速やかに、法令または金融商品取引所規則に従って、その旨を開示することといたします。

また、第三者委員会も同様の状況になった場合に当社取締役会に必要な措置の発動の撤回を勧告することができます。

5. 株主・投資家の皆様に与える影響

当社が導入した本対応方針は、導入時点においては、新株予約権の発行が行われませんので、株主の皆様への権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

これに対し、必要な措置の発動時においては、必要な措置の発動に伴い発行する新株予約権が、発行決定時に別途設定する基準日における株主の皆様に対して割当てられることとなります。行為者以外の株主の皆様は、新株予約権を行使（新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において行使金額その他の条件を決定しますが、原則として新株予約権1個につき行使金額1円を想定しております）すること、または当社が新株予約権を取得することと引き換えに普通株式を交付することにより、当社新株を取得できますので、株主名簿への記録が適切に行われている限り、行為者以外の当社株主や投資家の皆様に不測の損害を与える要素はないものと考えます。もっとも、新株予約権の譲渡は制限されているため、新株予約権の行使または新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様への振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、当該株式の譲渡を行うことはできず、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。なお、行為者を除く当社株主や投資家の皆様に不測の損害を与えないためには会社法および社債、株式等の振替に関する法律の規定に従って所定の基準日までに株主名簿への記録を完了していただくことが必要となりますが、必要な措置を発動する場合には、行為者を含む当社株主や投資家の皆様およびその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処いたします。

また、当社取締役会が第三者委員会の審議・勧告を受けてまたは自ら必要な措置の発動の是非について株主総会において審議することを決定した場合には、当該株主総会において議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の基準日を設けることとなりますので、当該基準日までに株主名簿への記録を完了していただくことが必要となります。

なお、当社取締役会が、必要な措置の発動を変更または撤回した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時かつ適切な開示を行います。この場合、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんが、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の詳細

本対応方針の詳細については添付別紙に詳細にお知らせしておりますので、そちらをご参照ください。

【別紙1】 当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針ガイドライン

【別紙2】 新株予約権の概要

【別紙3】 第三者委員会設置要領

以上

【別紙1】

当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針ガイドライン

このガイドラインは、(i)当社が発行者である株券等⁸について、行為者および行為者グループ⁹の株券等保有割合¹⁰の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等¹¹について、公開買付け¹²に係る株券等の株券等所有割合¹³および行為者の特別関係者¹⁴の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、「買収行為」という）を行うまたは行おうとする者（以下、「行為者」という）に適正に対応するための当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針（以下、「本対応方針」という）の内容、手続および運用指針を定めたものである。

1. 必要な措置の発動の条件

第三者委員会は、買収行為を評価した結果、次のいずれの条件をも満たすと判断する場合を除き、必要な措置の発動または必要な措置の発動について当社株主総会において審議すべき旨を勧告することができるものとする（ただし、株主共同の利益に反する侵害をもたらす虞と必要な措置の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限る）。当社取締役会は、第三者委員会より必要な措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合または当社株主総会において必要な措置の発動が承認された場合に限り、必要な措置を発動することができるものとする。

(1) 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき

(2) 濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき

2. 事前遵守ルール

(1) 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、買収行為を行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。

(2) 買収行為に対する第三者委員会の意見形成のため、行為者は、第三者委員会が当社取締役会を通じて求める情報を提供すること。

【第三者委員会が求める情報】

- ・ 行為者および行為者グループの概要
- ・ 買収提案の目的、買付価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称および概要
- ・ 行為者が意図する経営方針および事業計画
- ・ 行為者の経営方針および事業計画が当社株主に与える影響とその内容
- ・ その他、第三者委員会が評価にあたり必要とする情報

(3) 第三者委員会が行為者による買収行為を評価する期間が満了するまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。

3. 濫用的買収

上記1. (2)の濫用的買収とは、行為者による買収行為が、以下の類型のいずれかに該当する行為である場合、当該買収行為を意味する。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該行為者またはそのグループ会社等に移譲させるなど

⁸ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

⁹ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

¹¹ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

¹² 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

¹³ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

¹⁴ 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

- 社の犠牲の下に行行為者の利益を実現する経営を行うような場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該行為者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株式の取得を行っている場合
 - ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする点にある場合
 - ⑤ 強圧的二段階買収（※）により株主に株式の売却を事実上強要する虞がある行為
 - （※）強圧的二段階買収：最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと

4. 買収行為評価期間等

当社の買収行為評価に関連する期間は次のとおりとする。

- ① 第三者委員会が当社取締役会を通じて行為者に対して情報提供を求める場合

最初の情報提供要求	買収提案から10営業日以内
追加の情報提供要求	直近の情報要求から10営業日以内
- ② 行為者の情報提供期限 当社の要求から3営業日以内
ただし、当社が求める情報の内容によっては、3営業日以上10営業日以内で別途期限を指定することがある。
行為者が3営業日以内または当社が別途指定した期限内に情報提供に応じない場合は、当社は行為者に情報提供の意思がなく当社の事前遵守ルールを遵守する意思がないものとみなす。
- ③ 行為者による買収行為を評価する期間
第三者委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した日から起算して
 - (a) 行為者が当社が発行する株券等のすべての買付けを行う場合で、かつ買収の対価が現金（円貨）の場合 最大で60日以内
 - (b) (a)以外の場合 原則として90日以内（ただし、買収提案の内容によっては、必要に応じ最大30日間を限度として延長することがある。かかる場合には適宜その旨および延長を必要とする理由を開示する）

5. 株主総会における審議・承認

当社取締役会は、第三者委員会より必要な措置の発動の是非について、当社株主総会において審議すべき旨の勧告を受けた場合または取締役会自ら必要な措置の発動の是非について当社株主総会において審議すべきであると判断した場合、必要な措置の発動の是非を株主総会で審議するために、開催が予定されている株主総会において必要な措置の発動に関する議案を上程するための手続または臨時株主総会を開催するための基準日の設定および招集手続等の必要な手続を行う。

6. 情報開示、代替案提示

行為者が出現した場合、第三者委員会から必要な措置の発動もしくは不発動の勧告または当社株主総会において審議すべき旨の勧告があった場合、当社取締役会が必要な措置の発動もしくは不発動を決議する場合または第三者委員会の勧告を受けてもしくは自らの判断により必要な措置の発動について当社株主総会において審議することとした場合、必要な措置の発動を撤回する場合、買収行為を評価する期間を延長する場合、およびその他法令または金融商品取引所規則に従う場合、当社は、適時かつ適切にこれらの事由を開示する。
また、必要に応じて、当社は、行為者から提供された情報の一部または全部を開示し、提供情報内容に関連した条件交渉、株主に対する当社の意見、代替案を提示する。

7. 必要な措置の内容

新株予約権無償割当てとする。
新株予約権の内容等については、新株予約権の概要【別紙2】によるものとする。

8. 企業価値毀損を防止するための措置

当社取締役会は必要な措置の発動後の行為者の対応によっては、再度、必要な措置の発動を決定することを含めて当社の企業価値および株主共同の利益向上の観点から、必要かつ適正な措置を講じる。

9. 必要な措置の発動

(1) 発動の決定

必要な措置の発動の際には次の手続を経るものとする。

- ① 当社取締役会が第三者委員会に必要な措置の発動の適否を諮問する。
- ② 第三者委員会が買収行為を審議し、当社取締役会に必要な措置の発動の適否または必要な措置の発動の是非を当社株主総会において審議すべき旨を勧告する。
- ③ 当社取締役会が第三者委員会の審議・勧告または当社株主総会の審議の結果をふまえて、最終的に決定する。

(2) 発動の撤回

当社取締役会は必要な措置の発動を決定した場合でも新株予約権無償割当てにより割り当てられた新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間に行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なもの判断した場合）には必要な措置の発動の撤回をすることができる。具体的には、新株予約権無償割当ての効力発生日の前日までに必要な措置の発動を撤回した場合には、その時点で新株予約権無償割当てを中止する。これに対し、新株予約権無償割当ての効力発生後、権利行使期間の始期の前日までの間に必要な措置の発動を撤回した場合には、当社が新株予約権を無償にて取得する。

また、第三者委員会は同様の状況になった場合に当社取締役会に必要な措置の発動の撤回を勧告することができる。この場合、当社取締役会は第三者委員会の勧告を最大限尊重のうえ最終的に発動の撤回を決定する。

10. 必要な措置の発動の回避

以下の条件を満たした場合は、当社取締役会は必要な措置を発動しない。

- ① 行為者が公開買付けを公告し、またはその他適切な方法により買付けを公表したうえで、当社が意見表明、代替案提示、必要な措置の発動などの対抗措置を講じるまでにすでに多数の株主が行為者に株式売却を行い、行為者が当社株式の議決権の過半数を保有したことが明らかかな場合（明白な株主意思の尊重）
- ② 行為者と当社との交渉・議論が十分尽くされ、当社取締役会が、行為者による買収が濫用的買収に該当しないと判断した場合

11. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、導入（継続を含む）後、導入（継続を含む）した事業年度に係る定時株主総会終結時までとし、当該定時株主総会において株主に本対応方針の継続、見直し、廃止を諮る。

12. 本対応方針の見直し、廃止

次の条件を満たした場合は有効期間内であっても本対応方針は見直しまたは廃止される。

- ① 臨時株主総会において見直しまたは廃止に過半数の賛成があったとき
- ② 当社取締役会において過半数の取締役が出席し、出席取締役の過半数が見直しまたは廃止に賛成したとき
- ③ 今後の法改正、金融商品取引所規則の改正その他、いわゆる敵対的買収防衛策の取扱いに関する諸事情に変化、変更が生じ、当社取締役会が本対応方針の見直しまたは廃止が必要と判断したとき

13. 第三者委員会

第三者委員会の構成等については、第三者委員会設置要領【別紙3】によるものとする。

新株予約権の概要

本対応方針ガイドライン第7項の新株予約権の概要は次のとおりとする。

1. 発行の目的

当社は当社に対する不適切な買収行為によって当社の企業価値および株主共同の利益が毀損することを防止し、当社に対する買収提案および買収行為に対して、当社の企業価値および株主共同の利益を向上するための合理的な手段として用いることを目的として、新株予約権無償割当てを実施する。

2. 割当て方法

必要な措置の発動としての新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される基準日（以下、「基準日」という）の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

3. 発行する新株予約権の総数

発行する新株予約権の総数は、原則として基準日の最終の発行済株式総数（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く）とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。

4. 新株予約権の目的である株式の数

(1) 目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という）は、原則として1株とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。

(2) 新株予約権無償割当ての効力発生後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

その他、当社が株式無償割当てを行う場合等対象株式数の調整が必要な場合には、所要の調整を行う。

5. 新株予約権の払込金額

無償とする。

6. 各新株予約権の行使に際して出資される金額

1円に対象株式数を乗じた額とする。

7. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使によって新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（1円未満は切り上げ）の額とし、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が複数の新株予約権を保有する場合、新株予約権者はその保有する新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、その保有する新株予約権の整数個の単位でのみ行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、行為者による当社に対する買収提案または買収行為がなされ、本対応方針に従い、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議を行った場合、以下の者は、その保有する新株予約権を行使できないものとする。

① 行為者

② 行為者グループ

- ③ 行為者の共同保有者
 - ④ 行為者の特別関係者
 - ⑤ 行為者の当社株式の議決権共同行使可能者
 - ⑥ 上記①ないし⑤の者から新株予約権を当社取締役会の承認を受けることなく譲受もしくは承継した者（当初の新株予約権者から法令に従い下記 10 に定める当社取締役会の承認を要することなく承継された場合を含む）
- (3) 次の①ないし⑩に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該①ないし⑩に定めるところによる。
- ① 「本対応方針」とは、当社の平成 18 年 5 月 9 日の当社取締役会決議において決定された当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針（その後の継続・改定を含む）をいう。
 - ② 「行為者」とは、買収提案を行う者または買収行為を行うもしくは行おうとする者をいう。
 - ③ 「買収提案」とは、(i)当社が発行者である株券等について、行為者および行為者グループの株券等保有割合の合計が 20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合および行為者の特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付けに関する提案をいう。
 - ④ 「行為者グループ」とは、金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。その後の改正を含む。以下同じ）第 27 条の 2 第 3 項に基づき金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する保有者に含まれる者をいう。
 - ⑤ 「買収行為」とは、(i)当社が発行者である株券等について、行為者および行為者グループの株券等保有割合の合計が 20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合および行為者の特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付けをいう。
 - ⑥ 「共同保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
 - ⑦ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいう。
 - ⑧ 「当社が発行者である株券等」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいう。
 - ⑨ 「当社が発行する株券等」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいう。
 - ⑩ 「保有」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 4 項に規定する保有をいう。

9. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社取締役会は、新株予約権無償割当ての効力発生日以後、当社取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という）をもって、取得日の前日までの間に未行使の新株予約権（ただし、上記 8(2)により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く）の全部を取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき、当社普通株式 1 株を交付する。
- (2) 当社取締役会は新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合）には、当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針ガイドラインの定めるところに従い、取得日をもって、取得日の前日までの間に未行使の新株予約権の全部を一斉に無償で取得することができる。
なお、この場合、当社は一定の事前通知期間を定め、たうえて無償取得を実施するなど、権利未行使の株主に不測の損害が生じることのないよう、適切な措置を講じる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

11. その他

新株予約権無償割当ての効力発生日、新株予約権の行使期間等のその他の新株予約権無償割当てに必要な事項については、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において定める。

【別紙3】

第三者委員会設置要領

1. 設置

第三者委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成

- (1) 第三者委員会は3名以上の委員により構成される。
- (2) 当社取締役会は当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または外部の有識者等から委員を選任する。
- (3) 当社取締役会が委員として選任する者は以下の事項のすべてを満たす者でなければならない。
 - ① 現在または過去において当社および当社の子会社または関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の取締役または監査役等になったことがない者（社外取締役および社外監査役を除く）
 - ② 現在または過去における当社グループの取締役または監査役の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社グループと現に取引のある金融機関において現在または過去に取締役または監査役等になったことがない者
 - ④ 当社グループとの間で一定程度以上の取引がある取引先において現に取締役または監査役等でない者
 - ⑤ その他、当社グループとの間で上記に準ずる特別な利害関係のない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（弁護士、公認会計士等の専門家、学識経験者、企業経営経験者、および、これらに相当する有識者）

3. 委員の選解任等

第三者委員会の委員の選解任は当社取締役会の決議によりこれを行う。

なお、社外取締役および社外監査役ではない者を委員として選任する場合には、当該委員との間では、第三者委員会における職務の遂行に関し当社に対し善良なる管理者の注意義務を負う旨を含む委任契約を締結する。

4. 第三者委員会の招集

当社代表取締役および各委員は、いつでも第三者委員会を招集することができる。

5. 第三者委員会の役割

第三者委員会は、当社取締役会が当社に対する買収行為に対して必要な措置を発動することの是非または必要な措置の発動の是非について当社株主総会において審議することの要否を、中立かつ公正の観点から審議し当社取締役会に勧告する。

その他、第三者委員会は、当社への買収行為に対する当社取締役会の対応に関して、適正と判断される助言、勧告を行うことができる。

当社取締役会は第三者委員会の助言または勧告を最大限尊重するものとする。

6. 第三者委員会の決議

第三者委員会の決議は原則として委員全員が出席した委員会における過半数の委員の賛成によるものとする。

ただし、病気その他やむをえない事由があるときは、出席した委員の過半数の賛成によるものとする。

7. 第三者委員会に対する助言

第三者委員会はその役割を遂行するため必要と判断する場合は、弁護士、公認会計士、証券会社、投資銀行その他の外部の専門家に対して必要な専門的助言を求めることができる。その場合の費用は当社が負担する。

第三者委員会委員略歴

第三者委員会の委員候補者は、奥野 正寛氏、吉森 照夫氏および磯部 正昭氏の3名であります。奥野 正寛氏および吉森 照夫氏は、当社が平成18年5月9日開催の取締役会において本対応方針の導入を決定したことに伴い選任され、磯部 正昭氏は、平成20年6月20日開催の当社第36回定時株主総会において本対応方針の継続が承認された際に選任され、それぞれ、その後開催の当社定時株主総会において本対応方針の継続が承認された際に再任され、現在に至っております。

現在の3名の委員の任期は、平成23年6月24日開催の当社第39回定時株主総会終結時までとなっております。

なお、同定時株主総会において株主の皆様から本対応方針の継続を承認していただいた場合、各委員の任期は、同定時株主総会終結時から平成24年6月開催予定の当社第40回定時株主総会終結時までといたします。

各委員候補者の略歴は下記のとおりであります。

記

奥野 正寛 (昭和22年1月6日生)

昭和48年	8月	米国ペンシルヴァニア大学経済学部客員講師
昭和49年	8月	米国イリノイ大学シャンペイン・アーバナ校経済学部助教授
昭和52年	9月	横浜国立大学経済学部助教授
昭和59年	4月	東京大学経済学部助教授
平成元年	4月	東京大学大学院経済学研究科教授
平成18年	5月	当社第三者委員会委員 (現任)
平成22年	4月	流通経済大学経済学部教授 (現任)

吉森 照夫 (昭和20年7月23日生)

昭和49年	2月	弁護士登録 (第一東京弁護士会)
昭和49年	2月	長塚法律事務所入所
昭和55年	5月	吉森法律事務所所長 (現任)
平成18年	5月	当社第三者委員会委員 (現任)

磯部 正昭 (昭和16年5月19日生)

昭和45年	3月	公認会計士登録
昭和55年	5月	昭和監査法人 (現:新日本有限責任監査法人) 社員
昭和63年	5月	同法人 (現:新日本有限責任監査法人) 代表社員
平成4年	6月	同法人 (現:新日本有限責任監査法人) 常任理事
平成12年	5月	同法人 (現:新日本有限責任監査法人) 副理事長
平成18年	7月	磯部公認会計士事務所所長 (現任)
平成18年	8月	特殊法人日本自転車振興会 (現:財団法人JKA) 監事 (非常勤) (現任)
平成19年	6月	埼玉りそな銀行監査役 (非常勤) (現任)
平成20年	6月	当社第三者委員会委員 (現任)

以上

【参考資料】

当社の平成23年3月31日現在における大株主の状況（上位10名）

順位	株主名	持株数（株）	持株比率（%）
1	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,890,500	12.15
2	笹貫 敏男	1,553,000	6.53
3	D T S グループ社員持株会	1,455,968	6.12
4	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,005,100	4.22
5	資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	674,100	2.83
6	株式会社N T C	482,080	2.02
7	株式会社 みずほ銀行	410,560	1.72
8	小崎 智富	401,664	1.68
9	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	393,945	1.65
10	メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニ バス ユーエス ペンション	366,599	1.54

（注1）持株比率は、自己株式（1,446,816株）を控除して計算しております。

（注2）持株比率は、小数点2位未満を切捨てて表示しております。

以上